

しゃちほこだより

今回のテーマの1つ目は**居住支援**です。

そもそもどんな取組なのか、矯正とどう関わっているのかなどをご説明していきます。

居住支援とは??

居住支援とは、**住宅確保要配慮者**の住まい確保や生活の安定、自立促進に向けた取組です。刑務所出所者のうち、特に満期釈放者の約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、2年以内再入率でみると、満期釈放者は仮釈放者と比較して2倍以上高いことから分かります。刑務所出所者等の適切な帰住先の確保は、再犯防止を推進する上で最も重要な要素の一つです。

このことから、第二次再犯防止推進計画の重点課題にも「**就労・住居の確保等**」が掲げられており、法務省においても矯正施設出所者に対する住居確保のため居住支援に取り組んでいるところですが、令和7年10月に施行された「**改正住宅セーフティネット法**」（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）では、**住宅確保要配慮者に「刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等」**が明確に位置付けられ、矯正として取組を一層推進するため、各地方自治体が設立する**居住支援協議会への参画**のほか、**居住支援法人等を施設に招いた意見交換会**の実施など、居住支援関係機関との連携体制の強化を図っています。

矯正施設における居住支援に関する取組

2割弱が
犯罪時住居不定

仕事なし

初期費用なし



保証人なし

緊急連絡先なし

受刑中に
住民票職権消除

刑務所出所者の中には、上のイメージのように、自分一人で住居確保が困難である者が一定数います…。

矯正施設では、居住支援に向けて次のような取組を実施し、関係機関等の皆様と互いに対応可能な範囲を調整しながら連携に努めています。

- ◆福祉専門官による面接の実施
- ◆支援対象者への情報提供、説明
- ◆支援対象者との面会・面接等のセッティング
- ◆障害者手帳の取得など各種手続に係る調整
- ◆居住支援に係る職員の周知活動
- ◆関係機関への情報提供
- ◆在所証明書の発行
- など

居住支援意見交換会

令和7年度は、名古屋拘置所及び三重刑務所において、居住支援法人、地方自治体、国の機関を交えた意見交換会を行いました。

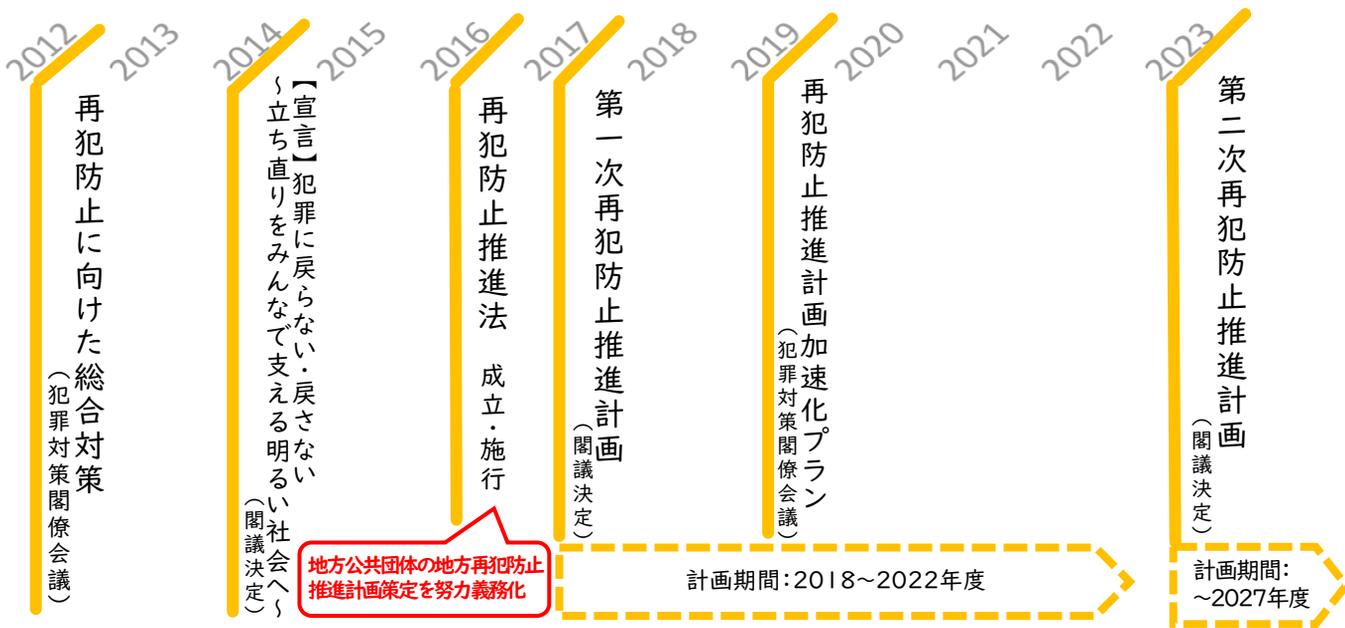
矯正における居住支援を円滑に行うためには、関係者・関係機関が連携を図っていく必要があると改めて感じました🏠

居住支援の取組を推進していくに当たり、今後も地方自治体・関係機関の皆様にご理解とご協力をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします！



2つ目のテーマは**地方再犯防止推進計画**です
 再犯防止の取組の歩みと併せて、近年の動向などについてご紹介します。

我が国の再犯防止施策の流れ

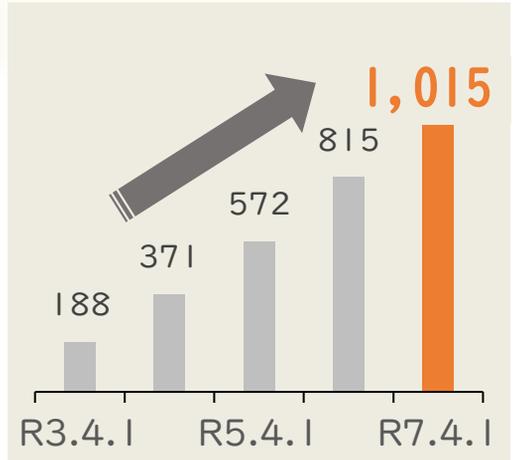


地方再犯防止推進計画策定状況

<法務省調べ (各都道府県・指定都市からの回答に基づく)>

令和3年には188団体での策定でしたが、令和7年には**1,015団体**で策定されています(計画策定率※57%)。再犯防止施策の流れに伴い、地方再犯防止推進計画の策定数は著しく増加しており、再犯防止推進の機運の高まりが感じられます😊

[R7.4.1現在]

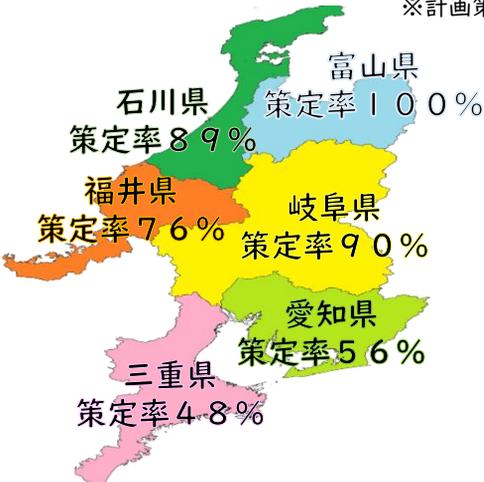


- 都道府県: 47 団体 / 47 団体
- 指定都市: 20 団体 / 20 団体
- その他の市町村 (特別区を含む) 948 団体 / 1,727 団体

指定都市
 包含での策定 50.0%
 単独での策定 50.0%

市区町村
 包含での策定 85.2%
 単独での策定 14.8%

※計画策定率: 策定団体数/地方公共団体数



中部矯正管区の管轄区域に当たる6県でみると、令和3年には18団体での策定でしたが、令和7年4月1日現在、**127団体**で策定されており、計画策定率は**72%**と全国水準を上回っています!

更生支援企画課では、地域の実情に応じた地方再犯防止推進計画の策定や改訂にお役に立てるよう、各種統計データの提供や計画の検討に係る協議会等への参画などを行っています。
 何かありましたらお気軽にご相談ください

